

## ○三条市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 次のいずれかに該当する機関が、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し

(2) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合において、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれているときは、新潟県知事又は同法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類

(認定の申請の取下げ)

第3条 法第53条第1項又は法第55条第1項に規定する認定の申請をした者が、当該申請を取り下げるときは、取下届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(低炭素建築物の新築等の工事の完了の報告)

第4条 認定建築主は、法第56条の規定により低炭素建築物の新築等の工事が完了した旨の報告を求められた場合には、新築等工事完了報告書(様式第2号)に法第54条第1項の認定を受けた認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等の工事が行われた旨を確認することができる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成26年1月規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成27年5月規則第30号)

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則(平成 28 年 5 月規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 29 年 3 月規則第 9 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 3 年 4 月規則第 16 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

附則(令和 4 年 10 月規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

取下届

年 月 日

（宛先）三条市長

届出者

住所

氏名

次のとおり申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

申請の種類	
申請年月日	年 月 日
申請に係る住宅の位置	
取下げの理由	

（注意）

届出者が法人である場合には、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

新築等工事完了報告書

年 月 日

（宛先） 三条市長

報告者

住所

氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく新築等工事が完了したので、当該工事が認定低炭素建築物新築等計画に従って行われた旨を確認することができる書類を添えて、次のとおり報告します。

記

認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る住宅の位置	
新築等工事完了年月日	年 月 日
認定低炭素建築物新築等計画に従って住宅の新築等工事が完了したことを確認した建築士等	
法第55条に規定する軽微な変更をした場合にあつては、その内容	

（注意）

報告者が法人である場合には、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。